

日本近代史の私文書の保存と公開の現状

季 武 嘉 也

はじめに — 個人文書に関する史料情報センター設立の必要 —

本稿は、平成二〇年六月二二日に中央大学で開催された第一三回東アジア近代史学会研究大会での歴史資料セッション「現代における歴史学研究と私文書―保存と公開の視点から―」と題されたシンポジウムで、筆者が行った「日本近代史の私文書の保存と公開の現状」という報告を基に加筆訂正したものである。実は平成一六年の同学会大会に於いても、筆者はやはり「歴史資料の共有化への課題」というシンポジウムで「宮内庁書陵部における「大正天皇実録」の公開の視点」という演題で報告し、その骨子を『創価大学人文論集』第一七号（平成一七）に掲載した。したがって、本稿はその姉妹編とも言える。

本稿の基となった今回の報告は、元来が単なる実状の紹介であり、活字化する程の内容など無いのであるが、一つには前回の「大正天皇実録」に関する報告から四年が経ち、史料公開の状況が大きく変化した事、二つには、やはり今回の報告の準備を通して、歴史資料としての私文書（該シンポジウム参加者の提唱にしたがって、以下では「個人文書」と称す

る事にする)の環境には非常に厳しいものがあり、この隘路を何とか打開したいと強く思った事、が敢えて筆をとった動機となっている。簡単に言えば、ここ数年間で公文書の公開状況は大幅に改善され、おそらく近い将来にはその保存方法も大幅に改善されて、歴史研究は非常に好ましい方向に向かっていくが、他方で個人文書の場合は逆に個人情報保護法との関係や資料保存機関の未整備などに基因して、保存の面でも公開の面でも立ち遅れ、このままでは由々しき事態に陥る事が懸念される。この事は、今回の報告を発表した後の関係者との意見交換の場でも、一層痛切に感じた事であった。

伊藤隆氏を研究代表者とする我々のグループは、平成九年度より同一六年度まで科学研究費を利用して近代日本史料情報に関するセンターの設立を目指し活動してきた。それは具体的には、史料情報・史料目録の収集、新発掘史料の収集整理(オーラルヒストリーを含む)、史料情報または史料保存機関に詳しい専門家へのヒアリング、そして史料情報収集の中間報告としての『近現代日本人物史料情報辞典 第一―三巻』(伊藤隆・季武嘉也編、吉川弘文館、平成一六・一七・一九年)の刊行、という形をとった。詳細についてはホームページ(<http://kns.jp/kns2.html>)をご覧いただきたいが、我々はこの成果を踏まえて将来あるべき史料情報センターについての提言も行った。この後、前述したように公文書に関しては状況が大幅に改善されたので、ここでは個人文書に即した形でその提案を改めてまとめ直して紹介すれば、以下のようなものとなる。

一、史料情報の収集・発信

全国さらには世界に点在する日本近現代史に関する個人文書を所蔵するすべての史料保存機関から、その文書に関する情報を提供してもらってそれを集約し、webなど広く一般に公開するような「情報センター」である事。史料の所在そのものが流動的なので、特に恒常的に最新情報に更新できる体制を確立する事。

二、文書館機能

但し未だ遺族の元に残っていたり、或いは史料保存機関に移管されていても種々の都合で整理が及ばない場合には、

センターから人員を派遣して整理・目録作成を行い、場合によっては閲覧も行う「文書館」機能も有する事。これは至急に作業する事によって史料の散逸を防ごうという意味であり、あくまでも他の史料保存機関の補助的役割にとどめる事。

三、史料目録の標準化

現在、国際的にも国内的にも史料目録記述標準化の試みがなされ、成果を上げつつあるが、近代日本史料には固有の特徴があり、それが活かせるように積極的な提言を行う事。ただし、後述するように近代史料は特に多様なので、柔軟性に十分考慮する事。

四、調整的機能

以上の一―三は、すべての史料保存機関との密接な連携の下で行われなければ不可能なので、広く各機関に呼びかけ意見を集約していく事。即ち、近代個人文書の収集・整理・管理・保存・公開全般に関わる調整的機能を果たす事。

五、陣容

以上の活動を支えるため、歴史研究者、アーカイヴィスト、コンピューター技術者、著作権に詳しい法律家などを必要とする事。

勿論我々自身も、このような提言がベストのものと思っっている訳ではなく、あくまでもたたき台と考えている。実際にここには、どこが主体となって設立するかも書かれていない。したがって、もっと良い提案があれば是非ご教示願いたいのであるが、とりあえず我々はこの案に基づいて全国のアークाइブズ関係者、歴史研究者、文化行政担当者その他に広く呼び掛ける事にした。

以上、やや前置きが長くなってしまったが、以下では日本近現代史に関する個人文書が歴史研究上どのような意味を持つのか、そしてそれが現在どのような状態にあるのかについて、特に政治史史料を中心に述べた筆者の報告の骨子を掲げ

る事にしよう。

一、憲政資料室の現状

今回の報告に関し、アジア近代史学会事務局が筆者に依頼した意図は「日本で最も多くの日本近代史関連の個人文書（約四〇〇文書）を所蔵する国立国会図書館憲政資料室の現状について話してくれればよい」との事であったので、気楽に引き受ける事にした。筆者と同室とは立場上の関係は全く無く、単に長年に亘って同室の史料を最も頻繁に閲覧した利用者の一人という事で事務局からご指名があったものと推測し、筆者もその立場から今回の報告をする事にした。

さて報告準備のため、改めて同室職員堀内寛雄・鈴木宏宗氏に実状を伺いに行ったところ、まずこの点だけは是非報告の中で強くアピールして欲しいと言われた。それは本年（平成二〇年）六月一七日より同室のホームページ (http://www.ndl.go.jp/jp/data/kensei_shiryo/index.html) が強化され、使い勝手が格段に良くなったという事である。ホームページ自体は以前からもあり、また機能的にも相当に整えられていたが、今回はコンテンツの面で非常に充実したといえよう。その実際は、皆様ご自身でお確かめ下さればよいのだが、簡単に紹介すれば以下の通りである。

・各文書群の概要（受入事項（寄贈・寄託・購入など）、資料形態（原資料・マイクロなど）、数量、書架延長、旧蔵者（文書の当事者）、旧蔵者生没年、旧蔵者履歴、受入公開日、主な内容（書簡・日記の別、時期・テーマの特徴など）、検索手段、関連資料の所在（同室以外にその文書が所蔵されている場合）、関連文献

・史料目録（同室所蔵文書の目録は活字化された本目録（二冊、内容摘記あり）PDFファイル化された仮目録、PDFファイル化されていない冊子状の仮目録、目録無し、などに別れるが、この内、本目録の一部とPDFファイル化された仮目録は、web上で閲覧する事ができる。

・新規公開史料の情報

- ・ 主題別索引（自由党・大政翼賛会など、未だ少数にとどまる、PDFファイル）
- ・ 同室所蔵文書の一部に含まれる図書・パンフレット類の目録（PDFファイル）
- ・ 音声資料群の概要（政治家、日本国憲法制定関係者たちからの聞き取り）
- ・ 日本近現代史料に関する関連サイトの紹介

まず「各文書群の概要」について言えば、この項目の立て方は概ね国際標準に則っており、現在多くの史料保存機関でも採用されているスタイルである。おそらく今後このようなスタイルが増加するものと思われる。

本報告にとって最も興味深いのは史料目録である。同室の設置については二宮三郎「憲政資料室前史」（国立国会図書館『参考書誌研究』四三〜四五、平成五〜七年）に詳しいが、昭和二四年に設置されてから既に半世紀以上が経っており、その間多くの目録が作られてきた。その基本方針は史料を一点毎に分け内容を摘記する本目録を刊行する事であったが、これでは時間が掛かってしまうため、例えば書簡ならば差出人とその通数のみを手書きで記す仮目録を作って同室に備え付け、それによって検索、閲覧請求する文書群が多数を占めるようになった。しかしコンピューターの普及で次第にデジタル入力が増加し、最近ではそれをPDFファイル化して提供するようになったのである。そして同室では、今後は本目録作成よりも仮目録のPDFファイル化を優先するようである。

史料整理にも歴史があり、その結果としてこのような多様性が生まれ、一体どの目録を見れば最も都合なのか一目では分からなくなってしまうた。このため、現時点では些か戸惑う事になるが、しかし、いま行っている作業が一段落し、これまで同室に行かなければ全く知る事のできなかった個人文書情報を、遠隔地から統合的に見られるようになったならば、それまで独立して存在していた史料が関係し合っただ様な問題関心に基づく多くの視点が生まれ、より豊かな歴史像の構築がなされていく事になるであろう。勿論、史料目録が究極的にはどのような形態が良いのか、史料を整理する際の階層化はどのようにすれば良いのかなど、後述するように、特にバラエティに富む残り方をしている近現代文書では大き

な問題であり、今後の検討課題として重要なのだが、まずは個人文書の公開が大きく前進したという意味で、これまでの同室のご努力に大いに感謝したい。

二、日本近現代史研究と個人文書

数年前、あるアーカイブズ系のシンポジウムで有名な日本中世史の研究者の話聞く機会があった。その方は、日本の中世文書の質と量は世界でも有数であるのに反し、近代史の場合は文書量が極めて少ない事、それは近代史研究者が発掘の努力を怠ったためである事、そのため近代史研究者は抑も文書の発掘を諦めている事、その結果近代史関係の図書館が設立されていないのは残念である事、という趣旨の話がされた。この話の背景には東京大学史料編纂所などによる精力的な史料収集の成果があり、それについては異論など有り得ず、ただただ羨ましい限りである。実際に日本の歴史研究の発展の上で史料編纂所が果たした役割は、いくら強調しても強調しすぎる事は無いであろう。しかし近代史研究者であれば、この意見に対して違和感を感じる方も多いだろう。

まず第一に日本近代史関係の史料は、確かに幾つかの国々と比べれば少ないであろう。しかし、ここで少ないと言われる文書は、公文書の事を指していると思われる。歴史研究を本来的に言えば、イギリス・アメリカ・中国・ロシアなど史料「大国」のようにオーソライズされた公文書が豊富にある国ならば、それによって基本的事実を確定していくのが第一歩であり、それに日記や書簡・意見書という個人文書で肉付けする事によってより豊かな歴史像が構築されていく、という事ができよう。

しかし、日本では最近まで公開された公文書は僅かであった。その最大の理由は戦災・震災・火災、或いは敗戦直後の人為的焼却などによる消失であるが、本報告でより重要な事は存在するにも拘わらず公開されなかった公文書が多かった事である。その理由も例えば、旧悪が暴かれるなど戦前の事には触れたくない、予算を出すほど意味がある事業とは思え

ない、など種々あるであろう。

ただし、情報公開法によつてこの点は急速に改善された。その結果、我々が想像した以上に多くの史料がある事が分かつてきている。確かに内閣議事録など根幹的史料が抑も作成されなかつた、或いは重要史料故に敗戦時に焼却されてしまつた、という事も確認されているが、昔から文書管理規程は存在するのであり、それにそこそこ忠実に従つていれば当然それなりの文書量は残る筈であり、実際にそうだったという事である。今は寧ろ、大海のような公文書の中から如何に興味深い史料を探し出すかという事に重点があるようである。

第二には、公文書が殆ど公開されなかつた状況の中で、歴史研究者が発掘の努力を怠つてきたという点であるが、この見方は些か従来の研究史に対するご理解が不足しているように思われる。先輩の研究者の方々は、公文書が少ないが故に逆にそれ以外の文書へ強い執念を持つてこれまで研究されて来られた。政治史分野で言えば、まず前述の憲政資料室は大久保利謙氏が創設に深く関わり、また自ら日本憲政史特に明治期の重要政治家の個人文書を収集された。さらに先程報告をされた伊藤隆氏が精力的に個人文書の収集に努めて来られた事は、多くの方もご承知であろう。これら個人文書の中には、相当量の公文書も含まれる。つまり、明治大正期の政治家・高級官僚は役所の書類を自宅に持ち帰つて仕事をし、退職後もそのまま自宅に保存する様なケースがあつた。伊藤博文の「秘書類纂」などはその典型といえるだろう。

このように、いばわ個人文書で公文書の代用をさせなければならず、研究者は必死になつて個人文書を探し求めてきた。この結果は、おそらく他国にも誇れる程の個人史料の蓄積となつたと考えている。前述の『近現代日本人物史料情報辞典 第一〜三巻』は、それぞれの歴史的人物について深く研究された方々にお願ひして執筆していただいたものであり、簡単にいえばそのような数多くの方々の膨大な研究の副産物を上手につまみ食いしようとしたという面があるが、とにかく現時点の最高水準を示しているといえよう。この意味で、手前みそだが、この辞典は日本近現代史研究が開始されて以来の研究総体を史料という形で集大成した書とも考えている。

ところで、前述のように一九七〇年代から国立公文書館・外交史料館・防衛省防衛研究所などでの公開が大きく進んで公文書の利用が始まり、特に平成一一年の情報公開法によって我々は大量の公文書の閲覧が可能になった。そして現在では、組織制度や政策決定過程に関する研究が一举に進展している。では、これによって個人文書の存在意義は低下したのであろうか。筆者に言わせてもらえば寧ろ逆で、これによって本来の個人文書の価値が発揮されるようになったと考えられている。日本に於いては、依然として公文書の代替としての機能を持ち続ける事は言うまでもないが、個人文書の特徴である日記・書簡等には一人一人のきめ細かい意見や感想、行動が記されており、一定の書式・方法に則って体系的に作成される公文書と、断片的にはあるがその裏に隠された意図や反応を示す個人文書はいわば縦糸・横糸、身体を構成する骨とそれを生き生きと動かす血・肉の関係であり、両者は併用されるべきなのである。

また個人文書ではないが、憲政資料室には膨大な GHQ/SCAP 文書の他に国際検察局 (IPG)・アメリカ国務省・アメリカ戦略爆撃調査団・イギリス外務省など海外の公文書、敗戦直後検閲のために収集された日本の新聞・雑誌で構成されるプランゲ文庫、など有用な史料が数多く閲覧可能となっている。これらの内、特に重要なものは粟屋憲太郎・吉見義明・吉田裕氏等によって刊行され、大いに利用されている。

このように、根幹的な公文書の不在を個人文書や外国公文書などの周辺史料で補う事は、思わぬミスリードをする可能性もあり得る。また、多くの歴史事象を理解する際について個人の役割を重視し、個人文書から彼等の行動・思想に研究が偏るといふ事もある。しかし、少なくとも何の史料も存在しないという状態よりは遙かに恵まれたものであり、そのような断片を繋ぎ合わせてより正確な歴史像を作り上げる事こそ歴史研究者の仕事なのである。最近、中国近現代史研究に長年取り組んで来られた方にお話を伺う機会があったが、史料の発掘など全く期待できなかった状態が長く続いた彼等と比較すれば、我々はまだ幸福のように思われる。

以上のような近代個人文書の重要性を考えれば、それに関する史料情報センターの設置が必要である事は言うまでもな

いだらう。筆者は海外史料調査の経験はあまり無いが、それでもイギリス・アメリカの個人文書の蓄積は素晴らしいと思
うし、目録も充実している。また日本でも前述の中世は勿論の事、近世地方文書も数多く発掘されて各地文書館に保存さ
れ、同時に旧国文学研究資料館史料館（現・国文学研究資料館アーカイブズ研究系）に集中的に情報が集約されてきた。
個人文書というものが時々刻々失われていく事を考えると、できれば早急に設置される事が望ましい。

三、個人文書の収集

この報告の本来のテーマは保存と公開の現状であるが、その現状を語るにはまずその前段階である収集という点にも触
れる必要があるように思われる。これはこのシンポジウムに参加した報告者全員も同じ思いである。

今、筆者は個人文書は時々刻々失われると述べたが、公文書の場合は既に各役所の文書管理規程によって取り敢えず合
理的に収集・保存されている。そして今後は、例えば政府文書であれば、「将来の国民に対する説明責任を全うするため、
歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への確実かつ適切な移管」を行い、「専門家による移管すべき公文書等の
統一的かつ適切な評価選別」（公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会「公文書等の中間段階にお
ける集中管理の仕組みに関する報告」平成一八年四月）を経て残すため、中間書庫という構想が固められつつある。こうして、
黙っていても収集されるシステムが出来つつあるといえよう。

しかし、個人文書の場合は全く事情が異なる。遺族がその価値に気付かずに廃棄したり、あるいは存在そのものを失念
して結局は災害や引越しの際に紛失してしまうというケースが多い。しかし前述のように、我々は今後公文書と同じく
個人文書に於いても、真剣に即ち体系的、積極的に収集する方法を検討する時期にきていると思われる。

では、公文書のように強制力を持つ事ができない民間の個人文書をどのように体系的、積極的に収集する事が可能だろ
うか。その前に、収集の現状と問題点について簡単に述べておきたい。ただし筆者の能力上、政治史史料が中心になっ

しまう事をお許し願いたい。

最大の収集機関は、前述の憲政資料室である。ここが大幅に改善されつつある事は前述の通りであるが、幾つかの問題点もある。まず収集する文書は政治家史料、特に「議會政治に関連する文書」であるという限定がある。一般市民の文書は勿論の事、政治に強い影響を及ぼしたとしても官僚、軍人、財界人、地方的政治家は基本的に排除される事になる。それでも同室の場合は、その議會政治に関連した政治家に対してはこれまでの努力で体系的、積極的に収集を行ってきたが故に、今日では非常に充実したものとなっている。

また、予算・人員面でも問題点が残されている。同室の場合は議會政治関係者の史料であれば、来る者は拒まないという事になっている。したがって、来る者がいなければ幸いなのだが、研究上からは大きなマイナスとなる。つまり、研究が盛んになればなるほど、問題は大きくなるのである。では実際はどうかといえば、現在千箱の史料が書庫に平積みされ滞貨となっている状態である。その多くは伊藤隆氏が同室に持ち込んだ史料で、特に戦後史の重要な史料が多い。そしてこれを整理するだけでも、現在の陣容では数年間掛かるといふ。これでは「体系的、積極的」な収集は全く手に付かない事になってしまう。また、「体系的、積極的」な収集には継続的な人間関係が欠かせない事も明らかだろう。遺族に接近し説得し信頼を得て初めて史料の委託が可能になる事が多く、それにはどうしても時間が掛かってしまう。つまり、国会図書館のように定期的に異動するライブラリアンではなく、ある程度の専門性を持ったアーキヴィストが好ましいのである。

同じく議會政治関係者の史料を収集する機関として、憲政記念館と東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センターがある。どちらも貴重な史料を持っているが、共に基本的には一般に対する閲覧機能は無いようであり、たとえ閲覧が許されても他に職務を抱えるスタッフの方に多大な迷惑を懸ける事になる。

他に公的機関として、国文学研究資料館アーカイブズ系、自治体文書館・各種博物館などがある。前者は近年やっと積

極的収集に向かいつつあったが、基本的に近世史料が中心であり、しかも日本文学系との統合が進んだ結果吸収されてしまふような傾向にある。そのため、現在は先行きの見えない状態となっている。自治体の文書館は、自治体史編纂終了後の継続事業として設置される事もあるが、現在では公文書の収集・保存・公開に力が注がれているように思われる。また各種博物館も他の職務との兼ね合いから十分に活動できない場合が多い。

民間である私立大学や各種団体（企業・政党・法人等）が運営する史料保存機関も重要な史料を保存している。特に最近では大学アーカイブズの充実がめざましいように思われる。民間機関の特徴は顕彰が重要な動機となっている事で、場合によっては史料の意図的取捨選択が行われる可能性もあるが、それでも史料が残されないよりは数段有難い事である。それよりも問題は、特に各種団体など運営が安定しない可能性がある事である。

また、民間といえれば一個人の研究者が史料を収集する場合も多い。寧ろ、これが最も多いのかもしれない。研究者が遺族や故人をよく知る方に接近し、オーラルヒストリーを行いつつ個人文書を発掘するのである。この場合の問題点は、それが体系的に保存されるか否かである。研究者やライターが自分の仕事で史料を収集しながら、それが終わった場合には原所蔵者にも返却せず、自分の家に取り残したまま忘れ去るという事もあろう。

以上、現在の個人文書収集に関する問題点を整理すれば、第一に史料保存機関（個人も含め）は何らかの形で収集対象を限定しているという点である。これはこれで良いのだが、問題はそれらの連携に乏しいという事である。つまり、今後も対象を限定した公私各種機関が史料を収集すればよいのであり、史料自体を統合する必要は全く無いのであるが、それら機関が連携すれば、史料の所在・整理方法・保存方法などの情報を共有し作業がし易くなり、研究者にとっては点と点でしか無かった史料が繋がって非常に大きな意味を持つてくるであらう。

第二は、運営が安定していないという事である。残念ながら史料「大國」のようにアーカイブズが市民権を得ているとは言えない日本では、歴史文書収集のためだけにカネを掛けるという合意がなされていない。公立の場合は他の職務との

兼務であったり、少ないカネでそれ以上の仕事を強いられる事になり、個人や民間機関の場合は法的な責任が無いため、保存への信頼度が低い。勿論、これまでは収集を担当する個人の献身的な努力で多くの成果を出してきたのだが、抑も個人の努力に依存しなければならぬという事自体が問題であるといえよう。

以上の事から、対象を限定せずに史料所在情報を体系的、積極的、恒常的に収集し、史料保存機関の調整役となり、安定的に運営される史料情報センターの設立は是非必要である。全国共同利用型研究施設なども有力な一方法であろう。

三、個人文書の整理

次に個人文書の整理の方法について述べてみたい。これも本報告の趣旨とは逸れてしまうが、最近特に重要な問題と思われるのでお許し願いたい。公文書の場合、様式がほぼ統一されており、したがって整理に際しても画一的に行って大きな問題はない。しかし、個人文書特に最近の文書となると、このように簡単にはいかないようである。

現在、憲政資料室には戦後史の重要史料約千箱が平積みになっていると述べたが、この異常な状態の原因の一つは、戦後史料そのものの量と質に依る。まず紙ベースの史料であるが、現在のようにデジタル化される以前、戦後の印刷機や複写機の発達によって紙の消費量が急速に拡大した。さらに火災の減少、社会の安定など諸要因も相俟って、個人文書として残される量は大幅に増加したように思われる。具体的には雑誌・意見書・議事録・報告書・各種参考資料等である。勿論、居住環境の悪化がこの問題を解消してくれるかもしれないが、それは歴史研究者として望んではいけない事である。この量の増加は当然、整理作業の時間を増加し他の作業に支障を来すだろう。

また録音・録画・写真アルバム・スクラップブックなどモノが増加したのも戦後史料の特徴である。憲政資料室に運び込まれた宮沢喜一関係文書などはその八割が録音テープと言われている。これらも重要な史料であり残さなければならぬが、問題は場所を取るといふ事である。

もう一つ、戦後史史料の特徴を挙げれば、既に文書作成者ご本人によって文書の整理が行われている場合が多いという事である。このようなケースはそれ程珍しく無いかもしれないが、文書量が増大した戦後はなおさらその傾向が強い。しかもその整理方法が、これ自体も近代化の一環なのかもしれないが、欧米型のファイル・ボックスという形を取っている事が多いようである。例えば、近代日本史料研究会が「香山健一関係文書」を整理して発行した『香山健一関係文書目録』（平成二〇年二月）に依れば、香山氏自身が自分の活動の局面毎に史料を封筒やファイルに纏めている場合が多く、結局目録作成に際しては原状保存主義に基づいて「史料が封筒やファイル形式でまとめられている場合は、そのままとまりで史料一点とし、中に入っている書類は可能な限り「主な書類内容」欄に記した」（濱田英毅氏）としている。つまり、史料を一点毎に分割する事が事実上困難になっているのである。筆者も一九九四年にアメリカの大学アーカイブズで個人文書を閲覧する機会があったが、あるテーマで史料を請求したところ、幾つものボックスが出され、しかもそれぞれに十数個のファイルが入っており、さらにそのファイルには数十枚の一点史料が綴じ込んであった。その史料整理の大雑把さと量には驚いたのだが、日本もそれに近付いたのだろうか。

以上のように、量の増大に依る整理作業時間の増加、収納場所面積の増加、そして一点毎の従来の整理法では対応できない、などの問題点が出てきているのである。と言っても、このような問題は明治期以来の近代文書にも共通するものであり、戦後史料が登場してそれがはつきりとしてきたという事かもしれない。この内、収納場所面積の問題は除き、他の問題に対する現実的対応としては、今述べた『香山健一関係文書目録』のような方式を採用する以外に取り敢えず有効な方法は見当たらないように思われる。即ち、敢えて一点毎の整理は行わず、原状を考慮し纏まった形を維持しながら、柔軟に対応するという事である。画一的方法は今の段階では無理なように思われる。

尤も、このような提案は既に近年のアーカイブズ学からなされており、実行されている。詳しくは例えば、五島敏芳「日本における記録史料オンライン総合目録構築の提案」（公開研究会『歴史情報資源とアーカイブズ・ネットワーク』報告、

平成一八年一二月一〇日)などを参考にして頂ければ幸いだが、筆者の見るところ、欧米では一つの個人文書を Series, Subseries, File, Item と階層にして整理し、そのランク付けは原状に即してかなり柔軟に行っているようである。ただし、それぞれの階層毎に前述の「主な書類内容」にあたるインデックスを付け分かり易いようにしなければならない。また文書の来歴についても、前述の憲政資料室が行った「文書の概要」記述と同じように詳しく記述しなければならない。その上で、これらの情報を web 上で検索可能にする事で、アーカイブズ学的にも歴史研究の上にも貢献しようというのである。

四、個人文書の保存と公開

筆者はあくまでも研究者という利用者の一人なので、どのような史料をどのように保存し、どのように公開するかという、法的な事も技術的な事も述べる資格は無いし能力も無い。ただ、その利用者という観点から要望として述べてみたい。個人文書について見る前に、ここでも公文書の場合と比較してみよう。まず歴史的公文書の保存・公開については、政府に設置された委員会に於いて様々な検討が加えられ、「情報公開法の制度運営に関する検討会報告(案)」(平成一七年三月)・「中間段階における集中管理及び電子媒体による管理・移管・保存に関する報告書」(公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会、平成一八年六月二二日)などの報告書となっている。そこから、本報告に関連する部分を簡単に紹介すれば、歴史的公文書は、史料として特別な管理(汚損や個人情報保護など)を必要とする事から、一般の利用を前提にしながらも公開には一定の利用制限を付けている。では、どのような制限を付けるかという点、基本的には情報公開法の不開示規定の範囲(個人情報情報は基本的に不開示、但し例外あり)に従っているが、不開示の制限、遺族への配慮などの問題点が残っているという。また、歴史文書以外の公文書には不開示への不服請求ができるが、歴史的公文書には無い(ただし、国立公文書館では館長への不服請求ができる)。その上で、公文書のライフサイクルという概念によって現用文書・集中的中間書庫・保存(または廃棄)という形で「統一的・安定的・効率的」に取扱ひ、国民に透明で説明責任を負

う事を目指そうとしているようである。周知のように公文書の場合、部分的ながらアジア歴史資料センターによってインターネットで公開されており、検索・閲覧・印刷の利便性が急速に改善されてきた。

さて個人文書の場合、文書のライフサイクルという点は関係無いとしても、このように「統一的・安定的・効率的」に保存・管理され、且つわれわれ利用者・研究者の立場からいえば、総ての史料が簡単に検索できて直ぐに見られ、複写等で手元に保存できる事が理想である。しかし、必ずしもそうはいかない事情がある。

まず「統一的・安定的・効率的」な保存が困難である事は、既に述べたところである。第一に統一性という事を考えた場合、場所的な意味で言えば、無限に存在すると言ってよい個人文書を一カ所に集中する事は無理である。保管方法にしても、定型的な冊子など規格化された公文書に対し、個人文書は一枚紙・冊子・テープ・写真など媒体・規格が様々なで効率よく配置するにも工夫が必要だろうし、損耗させないための環境も異なるかもしれない。また目録・検索を考えれば、例えばアジア歴史資料センターは省庁（史料群）・簿冊（ファイル）・件名（アイテム）という単純な階層となっているが、それでもファイル件名では内容把握が困難という批判がある。しかし、それよりもずっと複雑な階層性を持つ個人文書には、階層構造やキーワードに関する全く別の工夫が必要となってくる。

次に安定性を考えた場合、管理主体が国家ならば安全であろうが、自治体の場合は合併や役所の移転、企業ならば合併・吸収・倒産などで紛失のリスクがあり、さらにその他の民間団体や個人の場合には当事者がそれを売却しても我々は手が出せない。貴重な資料だからと言って史料保存機関が原所蔵者から借りてマイクロ化しても、その後所蔵者がそれを売却してしまったという話も聞く。つまり、史料所蔵機関そのもののケア、そして原所蔵者へのアフターケアも重要となってくる。確かに個人文書の場合でも「統一的・安定的・効率的」を目標にするという点では同じである。しかし、置かれた環境が全く異なるため、このようにその目標に向けての具体的な方法は大きく異なってくるのであり、そのために公文書とは全く別のアプローチが必要と思われる。

最後に、やっと公開に問題に入ろう。この点では、やはり個人情報保護法との関連が大きな問題点であり、公文書の場合、基本的にこの法律による不開示を原則としている。しかし、個人文書の場合はやや事情が異なってくる。簡単にいえば、個人文書史料の多くは私的な事であり、そうであれば殆どが不開示となってしまうからである。しかし他方で、歴史研究の上から言えば、私的行為も公的行為も研究という「公益」上から見れば同じ歴史事象として区別を付ける事はできない。つまり、この狭間できれいに一線を引く事は殆ど不可能であり、歴史的公文書では「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(一、歴史的重要性、国民的関心が高いもの、二、実質的に公務員に準じる者、三、その事実が既に公知であるもの)という例外は公開してもよいとしているが、個人文書を扱う実際の現場での解釈は一樣ではなく、各自自治体の基準を見ても差違が見られるようである。

因みに憲政資料室の場合を言えば、同室と寄贈者との関係は相對契約であり、室員が史料整理した後に、この史料は「公益」性が少ないと判断したもの(家族間での私的な内容の書簡など)は寄贈者に返却しているという。また、一件ファイルに寄贈者に著作権が無い別の個人の情報(つまり、他の「公益」性のある史料と共に、あまり「公益」性の無い私的なサークルの名簿が一緒に綴じ込まれているなど)が入っている場合も、やはり室員が判断しているという。ではその「公益」性の基準はなんなのか、と問うてもこれは個別に判断するしか無いようである。その上で、兎に角室員が「公益」性有りとして認めた史料は、同室に於いて全面公開される事になる。

ただし、同室は利用者に対し「閲覧許可証」を発行し、それを提示しなければ利用する事ができない。勿論、許可条件と言っても大した事は無いのだが、ただその裏面には「憲政資料室の資料は、研究調査目的の利用のためのみ提供してあります。研究成果の発表に際しては、資料の関係する方々の名譽、プライバシーその他人権保護に十分配慮してください」という一文がある。これは同室としては公開はするが、その責任は利用者が持つべきであるという、責任の受益者負担といえよう。

筆者は四年前の東アジア近代史学会研究大会で「歴史資料の公開の現状と問題点―宮内庁書陵部における「大正天皇実録」の公開からの視点―」という題で報告したが、その際に次のような提言をした。

・受益者負担 利用者・研究者が最終的にその史料を利用した事の責任を負う

・刊行による「慣行」化 積極的に史料を刊行しその事実を「公知」として慣行化する

この内、前者はまさしく憲政資料室の方針なのである。勿論、これでは単なる「美辞麗句」であり、プライベート情報が悪用される危険性が高く楽観的すぎるという批判もあるうが、筆者には取り敢えず、史料保存機関関係者・利用者・その他一般の方々も含めて、この楽観的方針をたたき台とし、すったもんだしながら、次第に合意を形成していくしか方法が無いように思われる。また後者に関しては、公的史料所蔵機関では困難だろうが、個人文書が公文書に先行して様々な歴史的事実を明らかにする事によって「歴史的重要性、国民的関心が高いもの」とし、公文書の公開範囲を広げる事は研究者の責務だと思われる。こうして、徐々に個人情報保護法と歴史研究の良好な関係を築いていかざるを得ないだろう。

最後に、史料の公開時限について一言述べておく。病歴・犯罪歴等による不開示は公文書に準じなければならぬが、そうでない場合はやはり憲政資料室のように、寄贈者との契約やケースバイケースですべきであろう。強いて言えば、筆者の研究対象である原敬は大正一〇年（一九二一）に亡くなったが、彼は自分の日記を死後「数十年」後に公開してもよいと遺言した。そして実際に、『原敬日記』が刊行されたのは昭和二五年（一九五〇）であった。この間に戦争があった訳だが、我々近代史研究者の間には深く広く浸透しているこの事実を先哲の遺言として捉え、三〇年を一つの目途として国民にも普く浸透させ、既成事実化させてはどうであろうか。

〔補遺〕

昨年（平成二〇年）三月一二日尾崎護氏が座長を務める「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が立ち上がり、

七月一日に中間報告、一月四日に最終報告が出された。この日付から分かるように、以下の記述は本来の東アジア近代史学会研究大会での報告には無い部分であるが、関連が深いのでここで簡単に触れておきたい。同会議は最初から民間文書を視野に入れており、今回の最終報告でも「歴史的に重要な文書については、その散逸を防ぎ、適切な保存が図られることが重要である。このため、民間の保存する文書を国立公文書館が受け入れられる仕組みを検討するとともに、民間において歴史的に重要な文書が大切に扱われ、後世に引き継がれていくよう、文書の重要性に関する啓発・広報活動を行う」と言う一項がある。

確かに、海外の公文書館（ナショナル・アーカイブズ）にもそのような例があり、我々歴史研究者には公文書も個人文書も同じ歴史資料なのだから、これも有力な方法であろうし、大いに考慮していただきたいと考える。しかし同時に、本稿で述べたように公文書と個人文書ではその性質に大きな差違もあり、収集・管理・保存・公開にしても根本的に異なる方法を工夫する必要があるように思われる。したがって、それを取扱う機関についても、やはり根本から考えた上でより良き結論を出していただきたい。